

平成 27 年 9 月 10 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

懲戒行為を起こした労働組合幹部への対応の違いに関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

懲戒行為を起こした労働組合幹部（再任用職員）への厚遇について

2 質問の要旨

労働組合を職員団体であるのに自称している鎌倉市職員労働組合の委員長を務め、現在、副委員長を務める再任用職員（納税課所属）が、懲戒処分行為を起こした件について、何故、通常の職員の不祥事の発生時とは手続きを異なって把握した段階で鎌倉市議会・代表者会議に報告しなかったのか。

人事を預かる職員課としては、たとえ、懲戒行為を非組合員だろうが、労働組合の大幹部が起こそうが、平等であるべき手続きであるはずだが、この見解は違うのか。

鎌倉市議会・代表者会議に報告をしないと決めたのは誰か、その者の職位は何か。議長もしくは副議長から、平成 27 年 9 月 9 日時点で本件について抗議等動きは市長部局にあったのか。あったのであればその内容は何か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

有（平成 年 月 日まで） ・ ④

（理由：そもそも市長部局が、通常の手続きを怠ったことから、本件は議会軽視と感ずるがどうか誠実に速やかに答弁を頂きたい。）